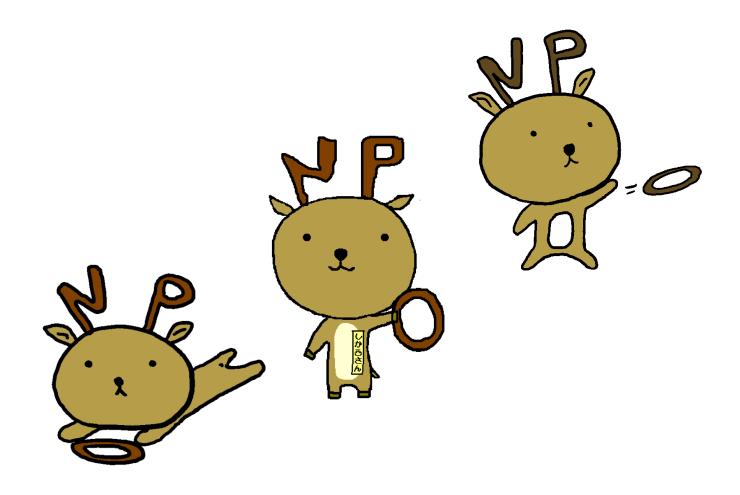
# 奈良市NPO法人条例指定制度 指定後の手引き

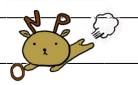


### 目次

																							Ē	₹
1	市への書類の提出及び閲覧等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• 2	2
2	寄付者への必要書類の交付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	• •	• •	•	•	•	• 4	4
3	その他知っておきたいこと	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	• (		•	•	•	• 5	5
4	様式等	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	• •	• (			•	•	• -	7

#### 1

#### 市への書類の提出及び閲覧等



指定NPO法人になると、多くの支援者に説明する責任が生じることから、一般のNPO法人に対して義務付けられている所轄庁(奈良県)への事業報告書等の提出以外にも市へ報告する義務があります

指定を受けた団体は、必要な書類を作成し、主たる事務所又はその他市内の事務所のうち当該閲覧を請求した者が選択した事務所において閲覧させなければなりません。

指定を受けた団体は、毎事業年度3か月以内に必要書類を作成し、備え置くとともに市へ提出しなければなりません。

#### (1) 毎事業年度終了後に提出及び閲覧する書類

毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に、次に揚げる書類を提出しなければなりません。 毎事業年度の提出する書類と別途チェック表等を提出してください。

	提出書類	備置	閲覧	市提出
1	事業報告書等(※1)	0	0	事業年度
2	役員名簿	0	0	終了後
3	定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	0	0	3か月以内
4	指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書	0	0	
	類			指定申出時
5	寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	0	0	
6	前事業年度の役員報酬又は職員の給与の支給に関する規程	0	0	
7	前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類	0	0	
8	①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他資金に関する事項			
9	②資産の譲渡等に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項			
10	③次に揚げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項		0	
11	⑧収益に生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順	0	0	
	位を付した場合におけるそれぞれの第1順位から第5順位までの取引			
12	⑥役員等との取引			事業年度
13	④寄附者(当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊な関係の			終了後
	ある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上で	0	0	3か月以内
	あるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			والمردر در ن
14	⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	0	0	
15	⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	0	0	
16	⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合を除く)におけるその金額	0	0	
	及び使途並びにその実施日		O	
17	運営組織及び経理に関する基準(表決権に係る部分を除く。)、事業活動に関する基準(事業費に関する部分を			
	除く。)、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当	0	0	
	していない旨を説明する書類			
18	寄附者名簿(指定申出用)	0	×	
19	指定申出書	0	×	指定申出時
20	指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	0	×	

※1:前事業年度の事業報告書、活動計算書、賃借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員10名以上の者の名簿 ※すべてのNPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります。

#### (2) その都度提出する書類

提出書類	備置	閲覧	市提出	
助成金の支給の実績を記載した書類	0	0	支援後遅滞なく	
海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行うと			送金又は持出し前	
きの際の金額・使途・予定日を記載した書類		O		

## (3) 名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業内容等の変更があった時は、事業内容変更届出書を提出する必要があります。

※所轄庁(奈良県)への変更の届出も必要です。

	変更事項	提出書類
1	法人の名称	• 事業内容変更届出書
		・変更後の定款
		・登記事項証明書の写し
2	事務所の変更	• 事業内容変更届出書
		・変更後の定款(定款の変更がない場合は不要)
		・登記事項証明書の写し
3	事業内容の変更	定款に変更があった場合
		• 事業内容変更届出書
		・定款変更認証を受けたことを証する書類の写し
		• 変更後の定款
		・登記事項証明書の写し
		定款に変更がない場合
		• 事業内容変更届出書
4	代表者の氏名	• 事業内容変更届出書
5	役員の変更	• 事業内容変更届出書
		・欠格事由チェック表
		• 役員等氏名一覧
		・変更後の役員名簿
6	定款の変更	登記事項に係る変更の場合
	※①~③を除く	• 事業内容変更届出書
		• 変更後の定款
		・登記事項証明書の写し
		定款変更認証事項の場合(①を除く)
		• 事業内容変更届出書
		・変更後の定款
		・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
		・定款変更認証を受けたことを証する書類の写し
		定款変更届出事項の場合(①を除く)
		・事業内容変更届出書
		・変更後の定款
		・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

#### ※合併する場合

手続が必要です。詳細については奈良市市民部地域づくり推進課までお問い合わせください。

#### 寄附者への必要書類の交付



市指定のNPO法人は、寄附者へ寄附金控除を受ける際に必要となる「寄附金受領証明書」を交付するとともに、寄附者名簿を作成し保管しておく必要があります。

#### (1) 寄附金受領証明書

2

受領証明書には、次の内容を記載する必要があります。

- ①法人名 ②寄附者の住所 ③寄附者の氏名 ④受領した寄附金の額 ⑤寄附金を受領した年月日
- ⑥市民税控除対象となる奈良市の条例個別指定寄付金であること

#### (2) 寄附者名簿

寄附者名簿については、寄附の受け入れをした事業年度ごとに、寄附者の住所地の市町村別に作成する 必要があります。

また、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間保管する必要があります。

なお、県や市町村等からの寄附者名簿の提出を求められたときには、必要な名簿の内容を提出先にご確認の上ご協力くださるようお願いいたします。

#### (3) 個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴法人に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、奈良市に住所を有する方は個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

#### 市民税控除額=(寄附金の合計額-2,000円)×6%

※寄附金の合計額は総所得金額等の30%が上限です。

#### (4) 寄附をしようとする人に対する周知

寄附する人が、自ら支出した寄附が個人市民税の寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるように寄附しようとする人に対して案内していただきますようお願いします。

#### ○寄附者の手続先

					寄附したNPO法人
					奈良市の指定を受けている場合
申	告		方	法	個人市民税の申告
書	書 類 の 提 出 先 市民税課				市民税課
申	込	:	期	限	寄附した年の翌年の3月15日
控	除	$\sigma$	対	象	寄附をした年の翌年度の個人市民税

#### (5) 寄附の流れ











- ①奈良市の条例指定NPO法人へ 寄附。
- ②条例指定NPO法人より領収書 をもらう
- ③領収書をもって奈良市役所市民 税課へ市民税の申告をする。

#### その他知っておきたいこと



#### (1) 認定NPO法人の申請について

3

認定NPO法人の申請の窓口は、奈良県になります。

奈良市の指定NPO法人となったことをPST要件として認定NPO法人の申請をされる場合は、奈良市で条例指定の効力が発生した日以降に行ってください。

また、申請書類については、奈良県の協働推進課へ確認してください。

#### (2) 奈良県の条例指定NPO法人の申請について

奈良県の条例指定NPO法人の申請の窓口は、奈良県になります。 申請書類については、奈良県の協働推進課へ確認してください。

#### (3) 市指定のNPO法人に対する監督等

#### ①報告及び検査

指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は その運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人は、その 業務若しくは財産の状況に関して報告しなければなりません。

また、市職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとなっています。

#### ②勧告、命令等

市長は、指定特定非営利活動法人について、指定NPO法人についての取消事由いずれか該当すると 疑うに足りる相当な理由がある場合には、指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善の ために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができます。

市は、勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

#### ③指定の取消し

- (1)主たる事務所の所在地が奈良市外に変更になったとき(所轄庁の変更が生じたとき)。
- (2)奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例(以下「条例」という。)第6条の欠格事由(指定を取り消された場合で、そし効力が生じた日から5年経過しないものを除きます。)のいずれかに該当するとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (4) 更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったとき。
- (5)指定の更新の申出があった場合において、指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないとき。
- (6)合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が条例第4条第 1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないとき。
- (7)正当な理由がなく、命令に従わないとき。
- (8)指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (9)指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)。
- ④指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を 行うことができる。

- (1)条例第4条第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2)正当な理由がないのに、条例第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- (3)条例第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4)条例第12条第1項(第15条第4項において準用する場合を含む。)又は第2項から第4項までの 規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載を したとき。
- (5)特定非営利活動促進法第29条又は条例第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (6)条例第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (7)法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。



#### 様式等

#### 4

#### (1)每事業年度終了後提出書類



#### 指定特定非営利活動法人の事業報告等の提出書

平成	平成 年 月 日		В	主たる事 の所在									
				(フリガ	'ナ)								
(あて先)奈良市長			名	称									
	(1.5 1.7 1.7 1.5 1.5 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7			(フリガ	ナ)								
				代表:									
		寄附	金が控隊	余対象となる	期間		事業年度						
				平成	年	月	В	から	平成	年	月	日 か	9
				平成	年	月	В	まで	平成	年	月	∄ ≢	きで

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により、奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例第13条の規定に基づき、以下の書類を提出します。

		書類		チェック欄					
1	事業	報告書等							
	1	事業報告書							
	2	活動記 奈良県へ提出して							
	3	賃借文 いる書類と同じで							
	4	財産しず。	.10						
	(5)								
	6	社 人の人以上の者の氏名及び住所を等を記載した チェックを入	,						
2	役員								
3	定款	等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)							
4	4 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程								
5	5 前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類								
	1	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他資金に関する事項							
	2	② 資産の譲渡等に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	3	次に揚げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	様式③						
		② 収益に生する取引及び費用の生する取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれの第1順位から第5順位までの取引							
		⑤ 役員等との取引							
	4	寄附者(当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊な関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	様式⑤						
	(5)	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	様式②						
	6	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 様式③							
	7	河 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円未満の場合に限る。)における     その金額及び使途並びにその実施日     □							
6	業費	組織及び経理に関する基準(表決権に係る部分を除く。)、事業活動に関する基準(事に関する部分を除く。)、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合して 旨並びに欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	様式④ 様式⑥~⑪						

	【1】法人の概要										
	フ リ ガ ナ										
	法人名称										
	<u> </u>	所持地									
	主たる事務所	電話番号				FAX					
	上記以外の事務所 の 所 在 地										
	フ リ ガ ナ										
	代表者氏名										
	設立登記年月日	平成	年	月		В					
	定款に記載された 目 的										
	活動分野 ※主な分野					(特定非営	1利活動	)法別表に掲	げる活動分野	の番号も記載	馘)
	正会員数		人								
	事務局体制	有給常勤	人有給非常勤		人	無給常勤		人	無給非常勤		人
	ホームページ										
	メールアドレス	10									
	「2】 車業の概要 法人の基本情報 を書いてくださ										
し		0101	年 4月 1	В	$\sim$ $\Psi$	成	年	3 月	31 ⊟	まで	
Ť		又 益				費			用		
	会 費		円	特定	非営利活動	加に係る事	業				
	。 一 寄  附  金		円		事	業費					円
	a hi <u>az</u>				管	理費					円
	助 成 金 等		円	その	他事業に係	系る経費					
	事 業 収 益		円		事	業費					円

#### (2)事業の概要

計

その他収益

合

(特定非営利活動に係る主な事業の事業費の大きいもの上位3事業を記載)

	定款上の事業名		定款上の事業名 事業の概要				
係特でます。	1					田	
主営な利	2					田	
活 事動 業に	3					田	
		その他事業の概要				円	

円

円

管 理 費

合

円

円

#### 様式① 役 等 氏 名 覧 員 表 法 人 名 平成 年 月 日現在の役員 氏 名 生年月日 性別 役職名 住 所 (大正T,昭和S,平成H) (男·女) 氏名のカナ 代表者 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 様式①は、役員 日 年 月 について記載 してください。 年 月 日 年 月 日 記載された全ての者は、奈良市が、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報その他 確認のために必要な情報を奈良県警察本部に照会することについて、同意しています。 年 月 日 <u>所 在 地</u> 法 人 の 名 称

代表者の氏名

#### 役員等に対する報酬等の状況チェック表

#### 法人名

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

#### 1 役員報酬の支給

氏 名	職名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			Ħ
			Ħ
			H
			円
			円

#### 2 役員の親族等(注2)である職員に対する給与の支給

区员 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
氏 名	職名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1) 参照)。

#### 3 給与を得た職員の総数及び総額

 集計期間
 年
 月
 日 ~
 年
 月
 日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
J.P.	P

給与を得た職員がいなければOで記載。

∦等の大人第7表付表1)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記がません。

・指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

#### 役員等に対する資産の譲渡等の状況等チェック表

#### 法人名

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。
- (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

#### (1)資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

#### (2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	貸付資産の内容	貸付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				Ħ	
				円	
				円	
				円	
				円	

#### (注意事項)

<sup>・「</sup>財産の運用及び事業運営の状況等(第7表付表2)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

<sup>・</sup>指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

#### 役員等に対する資産の譲渡等の状況等チェック表2(継紙)

#### (3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2	役員の選任その	他当法人の財産の	つ運用及び事業の	運営に関する事項
---	---------	----------	----------	----------

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

#### 3 支出した寄附金

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

#### (注意事項)

<sup>・「</sup>役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第7表付表2)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

<sup>・</sup>指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

#### 運営組織及び経理に関する基準

	去人名							
	       	関して次に掲げる	る基準に適合	していること				チェック欄
7	役員の総数のうた (1) 役員及びその	らに次の者の数の D親族等 D役員又は使用人	の占める割合 、である者及び	が、申出の日におい		ι3分の1以下	であること	
I.	存について青色	申告法人に準じて	て行われてい	査を受けていること、 ること る等の不適正な経理			双引の記録及	び帳簿書類の保
<b>7</b>		項目	役員数	最も人数が多い 「親族等」のグルー プの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多 人の役員又は 者及びこれら 等」のグルーフ	使用人である の者の親族	割合
	区分		(1)	2	3	(2	<b>1</b> )	5
	年年	月 日から	<b>人</b>	人	%		人	%
	チェックを入れ て、評決権につい て記載されている 定款の条項を記	NP.		記入してください。				はい
	載。 I		 項				昨年	年度
	会計について公記	忍会計士又は監	査法人の監査	査を受けている			口はい	□いいえ
	帳簿書類の備付	け、取引の記録	及び帳簿書業	<b>頁の保存を青色申告</b>	法人に準じて	行っている	□はい	□いいえ
				頁の保存を青色申告 帳簿組織の状況」を溺			口はい	
<u>-</u>								

<b>宏</b> 附	一 月日	1 🛨 2	<u> </u>		. ,	#	댐	丰
-25 MJ	I. 65	1 d Z	$\rightarrow$	TW	′′	<b>Æ</b>	ᄪ	75

ž · -			

役員の氏名	役職	寄附金額	受領年	月日	
		円	年	月	日
		円	年	月	日
		PI	年	月	日
		PI	年	月	日
		Ħ	年	月	日
		H	年	月	日
		H	年	月	日
		H	年	月	日
		H	年	月	日
		円	年	月	日
		円	年	月	日
		円	<del></del> 年	月	日

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

	•					Γ
	員 数					
C	〕 最も人数が多い「親	族等 のグループの人数				
C	 ②最も人数が多い「特		人である者並ん	びにこれらの	の者の親	
力	実等」のグループの人 	数	NP			
		下記表から人				
		数を数えて記載。	000		京	沈 任 等 の 状 況
	氏 名	<b>乳</b> 。	職名	続柄等	昨年度	就任·退任
						年月日
			+			
			_			

# 帳簿組織の状況 法 人 名 伝票又は帳簿名 左の帳簿等の形態 記帳の時期 保存期間

#### (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。 ・「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
  ・ 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

	法 人 名				チェック欄	
	終活動に関して次に掲げる基準に適合 宗教活動又は政治活動等を行ってい					
	の資産の譲渡等に関して特別の利益	-関して特別の利益を与えないこと、役員等3を与えないこと、役員等3を与えないこと、役員等に対し役員の選任そ、及び営利を目的とした事業を行う者、上記行わないこと	その他当法人の財産の	の運用	及び事業の	
		項目		昨年度	作年度 	
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信	言者を教化育成する活動	□ はい		いいえ	
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこ	れに反対する活動	□はい		いいえ	
		5者又は政党を推薦し、支持し、又はこれ。 チェックを入	対する活動 はい		いいえ	
	※「はい」か「いいえ」の□に✔をいれてく	れてください。	Į			
		項  目		昨4	年度	
	の法人の役員に対する報酬の支給の状	手の支給の状況、当法人とその活動内容及び事 況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の係	)支給として過大と認	有	無無	
	├────────────────────────────────────	П				
	著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等 に関して特別の利益の供与の有無				無	
		П				
	役員等に対し役員の選任その他当法	有	無			
		の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しく	は公職にある者に対			
	する寄附の有無			有	無	

#### 情報公開に関する基準

71-+E	法 人 名			チェック欄					
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所におい 閲覧させること									
		<b>士</b> Z 市 类 起 生 事 生 如 吕 夕 역 乃 7 宁 勃 年	I						
	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 はたまは進年に済みまると思いる投票中に表出したいとも説明まる書籍								
	·指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ·附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類								
	ず附並を元当するアたの兵体的な事業の内谷を記載した書類 投員報酬又は職員給与の支給に関する規程 又益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載								
た書	益の明細その他の貧金に関する事項、貧産の譲渡寺に関する事項、奇附金に関する事項その他一定の事項寺を記載 書類 -								
助原	成金の支給を行った場合は、助成 $\sigma$	)実績を記載した書類							
	トへの送金又は金銭の持出し(その 急を要する場合には事後に所轄庁に	)金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事 に提出した書類の写し	前に又は災害に対	対する援助等					
  次に	- - 掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその		するしし	ない					
	所において閲覧させることに同意する								
			, LI						
	① 事業報告書等(事業報告書、財	産目録 イー・ハクをコ	<del></del>	の氏名及					
l_	び住所又は居所を記した書面) チェックを入れてください。								
ア	② 役員名簿	1100/2010							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登	登記事項証明書の写し)							
		イ 各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
1	各指定基準等に適合する旨を説明す	「る書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
ィゥ	各指定基準等に適合する旨を説明す 寄附金を充当する予定の具体的な引								
ゥ		事業の内容を記載した書類							
ゥ	寄附金を充当する予定の具体的な事	事業の内容を記載した書類							
ゥ	寄附金を充当する予定の具体的な引 前事業年度の役員報酬又は職員給	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程							
ゥ	寄附金を充当する予定の具体的な事 前事業年度の役員報酬又は職員給 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程							
ゥ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の ② 資産の譲渡等に係る事業の料金	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項							
ゥ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の② 資産の譲渡等に係る事業の料金。 次に掲げる取引に係る取引先、	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項 金、条件その他その内容に関する事項	25者との取引						
ゥ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の② 資産の譲渡等に係る事業の料金。 次に掲げる取引に係る取引先、 収益の生ずる取引及び費	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項 金、条件その他その内容に関する事項 取引金額その他その内容に関する事項		特殊の関					
ウェ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の② 資産の譲渡等に係る事業の料金。 次に掲げる取引に係る取引先、 ・ 収益の生ずる取引及び費・ 役員、社員、職員若しくはな係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項 金、条件その他その内容に関する事項 取引金額その他その内容に関する事項 用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位	・又はこれらの者と! ご、当該法人に対す	る寄附金					
ウェ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の② 資産の譲渡等に係る事業の料金。③ 次に掲げる取引に係る取引先、・ 収益の生ずる取引及び費・ 役員、社員、職員若しくはな係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若の額の事業年度中の合計額が	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項 金、条件その他その内容に関する事項 取引金額その他その内容に関する事項 用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 にしくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の	・又はこれらの者と! ご、当該法人に対す	る寄附金					
ウェ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の② 資産の譲渡等に係る事業の料金。 次に掲げる取引に係る取引先、 ・ 収益の生ずる取引及び費・ 役員、社員、職員若しくは、係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若の額の事業年度中の合計額がの。	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項 金、条件その他その内容に関する事項 取引金額その他その内容に関する事項 用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 にくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の 該職員に対する給与の総額に関する事項	・又はこれらの者と! ご、当該法人に対す	る寄附金					
ウェ	寄附金を充当する予定の具体的な事前事業年度の役員報酬又は職員給次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の② 資産の譲渡等に係る事業の料金。③ 次に掲げる取引に係る取引先、・ 収益の生ずる取引及び費・ 役員、社員、職員若しくはな係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若の額の事業年度中の合計額が	事業の内容を記載した書類 与の支給に関する規程 の明細その他の資金に関する事項 金、条件その他その内容に関する事項 取引金額その他その内容に関する事項 用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 とくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の 該職員に対する給与の総額に関する事項 の相手先及び支出年月日	・又はこれらの者と! ご、当該法人に対す	る寄附金					

		・ 番り/ロン件:土々				チェック木
	未の成足によ	:績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び :員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により県に提出していること			υ	
					昨年月	度
		≨業報告書等	<b>手及び役員名</b> 第	尊並びに定	有	
	JP.	<b>&gt;</b>			無	
チェックを入 れて、県へ提出 した日を記載。			提出			
	法令違	反等に関う	する基準			
					により何ら	チェックネ
					昨年	
法令に違反する事実、偽りる			かの利益を得	、又は得よ	有	
	款等の所轄庁への提出の有 チェックを入 れて、県へ提出 した日を記載。 は法令に基づいてする行政 益を得、又は得ようとした事 法令に違反する事実、偽りる	款等の所轄庁への提出の有無  チェックを入れて、県へ提出 した日を記載。  法令違  は法令に基づいてする行政庁の処分に違  益を得、又は得ようとした事実その他公益  法令に違反する事実、偽りその他不正の行	款等の所轄庁への提出の有無  チェックを入れて、県へ提出 した日を記載。  法令違反等に関する事実  益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何ら	款等の所轄庁への提出の有無  チェックを入れて、県へ提出した日を記載。  法令違反等に関する基準  は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他 益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと  法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得	チェックを入れて、県へ提出した日を記載。 法令違反等に関する基準 は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為 益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得よ	款等の所轄庁への提出の有無 無

	;	去 人 名	Ŧ	エック			
		定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を できません。					
	70	役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの					
	指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号(第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号におて同じ。)又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者						
	_	でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの					
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過ない者						
		30 A					
1	(3)	特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは奈良県暴力団排除条例(平成23年3月奈良県条例第35号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受益しているのの		有			
		違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことに関する罪を定めた規定に違反したことに関する罪を定めた規定に違反したことに関する罪を受けることがなくなった日から  チェックを入れてください。		無			
	(4)	暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号		有			
		において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。)		無			
	ļ.,			はい			
2	第18条第1項各号(第1号に係る部分を除く。)又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの			L١			
			Ш	い え			
				はい			
3	その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの						
	4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの			はい			
4				۱۱			
				い え			
	5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの			はい			
5				<i>د</i> ،			
				いえ			
	次のいずれかに該当するもの						
				はい			
	(1) 暴力団			いい			
6	5						
	(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの			はい			
				ر، را			
				いえ			

				欠格事由チェック表	(継紙)
欠格事由1から6のいずれ	にも該当し	ないことを誓約	します。		
年	月	日			
•					
所在地					
法人の名称					
代表者の氏名					

#### 【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処 分に係る納税証明書を添付してください。 〇 また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。